

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目1番24号

株式会社アルデプロ

代表取締役社長 椎 塚 裕 一

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、下記のとおり当社第29回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただく方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。平成28年10月26日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年10月27日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1F
ベルサール西新宿ホール
(末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第29期（平成27年8月1日から平成28年7月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（平成27年8月1日から平成28年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件 |
| 第7号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第8号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以上

-
- (注) 1. 本株主総会ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 当社は、法令および定款第16条の規定に基づき、本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「6. 会社の体制および方針」、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.ardepro.co.jp>) に記載しておりますので、本招集ご通知および添付書類には記載しておりません。従って、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人、監査役および監査役会が監査をした対象の一部です。
3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ホームページ (<http://www.ardepro.co.jp>) において、掲載することによりお知らせいたします。

事業報告

(平成27年8月1日から
平成28年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による財政政策や日本銀行による金融政策などの効果から企業収益や雇用環境に改善の傾向が続く一方、イギリスのEU離脱やインバウンド消費の減速など先行きが不透明な状況となっております。

当社が属する不動産業界におきましては、平成28年地価公示によりますと、住宅地は全国的な雇用情勢の改善、住宅ローン減税等の施策による需要の下支え効果により総じて底堅く推移し三大都市圏（東京圏、大阪圏、名古屋圏）では0.5%の上昇となりました。一方、商業地は外国人観光客の増加などによる店舗やホテル需要の高まり、オフィス需要の高まりなどにより三大都市圏では2.9%の上昇と上昇基調を強めております。

また、全国主要都市のオフィスビル市況の情報を提供している三鬼商事株式会社の調査による東京都心5区（東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区）のオフィス空室率は、平成24年6月の9.43%をピークに、平成28年7月には3.94%と7年11カ月ぶりに3%台まで低下しております。また、オフィス平均賃料は平成23年12月の16,207円/坪をボトムに回復傾向にあり、平成28年7月は18,271円/坪へ上昇しております。このように不動産に対する需要は高まってきている状況にあります。

こうした環境のなか、当社グループは東京都や関西地区において、新規に優良な販売用不動産を仕入れ、販売活動を活発化させました。特に、東京都において千代田区や港区、渋谷区等東京都心部に所在する販売用不動産には国内外から旺盛な需要があり、売却に至りました。

この結果、売上高は274億74百万円（前期比135.1%増）、営業利益は40億79百万円（同80.3%増）、経常利益は33億61百万円（同80.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は30億94百万円（同67.4%増）を計上することができました。

なお、平成28年8月1日付「平成28年7月期業績予想の修正および期首における当社の状況に関するお知らせ」でお知らせした営業利益50億円、経常利益43億円、親会社株主に帰属する当期純利益38億円と比べると営業利益で9億21百万円、経常利益で9億39百万円、親会社株主に帰属する当期純利益で7億6百万円減少することとなりました。これは、上記お知らせを行った時点では、諸事情により、費用処理対象とできていなかった販売用不動産の融資に関連して支払ったアドバイザー手数料について、会計監査人との協議の経過の中で結果的に費用処理をすることとしたことが主要因であります。

当連結会計年度における各事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

① 不動産再活事業

当連結会計年度において、東京都や関西地区において新規に優良な販売用不動産を仕入れ、販売活動を活発化させました。販売先では事業法人が大半を占めますが、海外富裕層（個人）にも収益ビルを売却しました。

以上から、不動産再活事業の売上高は267億68百万円（前期比148.0%増）、営業利益は41億41百万円（同87.0%増）となりました。

② 不動産賃貸収益等事業

不動産賃貸収益等事業は、当社が保有する不動産物件に係る受取賃料収入や収入手数料等、また連結子会社のS&Standard株式会社や株式会社奨建築の収益で構成されております。当連結会計年度の第1四半期において当社は連結子会社の株式会社奨建築およびS&Standard株式会社の全株式を譲渡いたしました。このため、それぞれの損益は平成28年7月期第1四半期分のみで計上となりました。こうしたことから、不動産賃貸収益等事業の売上高は7億6百万円（同21.1%減）、営業利益は4億2百万円（同32.6%減）となりました。

なお、そのほかの子会社については、事業規模が小さく連結業績に与える影響が軽微であるため非連結子会社としております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において電話設備の更新のため2百万円の設備投資を実施しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、平成27年10月29日に株式会社奨建築の全株式を同社代表取締役中川将利氏へ譲渡しました。また、平成27年11月30日にS&Standard株式会社の全株式をシェリムコスメティック株式会社へ譲渡しました。また、平成28年1月29日にFIP投資顧問株式会社の全株式を株式会社HTホールディングスに売却いたしました。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、以下の中長期的な会社の経営戦略に記載の経営戦略を会社の対処すべき課題と捉え、経営に邁進してまいります。

〔中長期的な会社の経営戦略〕

a) コアビジネスの推進（新たなビジネスモデル）

i) 新たなビジネスモデル

「再開発アジャストメント事業」のトップランナーへ

新たなビジネスモデルとして「再開発アジャストメント事業」を当社のコアビジネスとして推進いたします。

ii) 背景

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の巨大地震発生の恐れがあるなか、生命、身体の保護の観点から耐震性不足の老朽化マンションの建て替え等が喫緊の課題であります。現在のマンションストック総数は、全国に約590万戸（このうち東京都は165万戸）、旧耐震基準に基づき建設されたものは全国に約106万戸（このうち東京都は36万戸）存在し、市場推定規模は30兆円にのぼるとみられております。

一方、マンション建替えの実績は累計で全国183件、約14,000戸（平成25年4月時点）の低水準であります。

※出所：平成25年度 住宅・土地統計調査／総務省、住宅着工統計／東京都都市整備局

iii) 内容

平成26年6月18日に「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成26年12月24日に施行されました。それを踏まえて、国策である耐震性が不足している旧耐震基準マンションの建替えおよびマンション敷地売却の促進を目的とした事業（再開発アジャストメント事業）を推進してまいります。

	一般のマンション	耐震性不足のマンション
改修	区分所有法による改修 ⇒3/4以上の賛成	平成25年改正で措置 耐震改修促進法による改修 ⇒過半数の賛成、容積率等 の緩和特例
建替え	区分所有法による建替え (個別売却) マンション建替法による建 替え(権利変換) ⇒4/5以上の賛成	・マンション敷地売却制度 の創設 ⇒4/5以上の賛成 ・容積率の緩和特例
取壊して住替え	民法原則に基づき全員同意 が必要	⇒平成26年の改正

上記の表のとおり、今後は、マンション敷地売却制度により耐震性不足マンションにおいては、区分所有者等の4/5以上の賛成でマンションおよびその敷地の売却が可能となり、より一層、権利調整が図りやすくなります。

これら旧耐震基準で建設されたマンションは比較的好立地に建設されているものが多く、高収益が望めるものと思われまます。

また、この分野における参入障壁が非常に高く、現状大手不動産会社の参入は確認しておりません。当社が先駆的に手掛けていくことにより先駆者利益を追求してまいります。

当社は、基本的に区分所有マンションを戸別もしくは一括で取得し、権利調整等の業務を行ったうえで、建替えおよび敷地売却の目途をつけ、開発業者やデベロッパー等へ売却していく方針です。

当社は、コアビジネスとして、この事業を推進していくことにより、安心、安全な都市の再開発の一端を担い、社会に貢献してまいります。

b) ストック型ビジネスの拡充

これまで当社は主に不動産を仕入れて販売するというフロー型のビジネスを行ってまいりました。今後は、これらフロー型ビジネスに加えストック型ビジネスを拡充させてまいります。

c) 海外事業への進出推進

現在、依然として海外投資家等による日本国内不動産の購入ニーズは旺盛なものがあります。当社もそのニーズに対応すべく、台湾に子会社である東京房屋仲介股份有限公司を設立し、台湾人富裕層向けに日本の不動産取得のための営業活動を行っております。これに加える形で海外不動産投資市場にも参入する計画を立てております。特に欧米各国の不動産市況はリーマンショックやギリシャ危機による市場低迷から復活する兆しをみせております。法律・会計・税務の透明性、より高い流動性、信頼度の高い情報といった側面から特に欧米の不動産投資市場も当社にとって重要なマーケットであると考え海外事業への進出を図ります。

d) 財務安定性強化

i) 借入コストの低減

金融機関からの借入コストを3%以下へ低減するよう努力すると共にコミットメントライン、SPC等を活用した多様な資金調達を実施してまいります。

なお、平成28年7月期の各金融機関からの借入金の平均金利は、約2.8%であります。

ii) 財務基盤の強化

財務基盤の強化を行い、自己資本比率30%維持を目指します。

iii) ROE重視の会社経営

高収益事業に特化し、資本効率をあげることによりROEを重視し、投資者にとって投資魅力のある会社を目指します。

(9) 財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 26 期 (平成24年8月1日から 平成25年7月31日まで)	第 27 期 (平成25年8月1日から 平成26年7月31日まで)	第 28 期 (平成26年8月1日から 平成27年7月31日まで)	第29期(当連結会計年度) (平成27年8月1日から 平成28年7月31日まで)
売 上 高 (千円)	—	10,400,518	11,687,275	27,474,831
経 常 利 益 (千円)	—	1,775,368	1,866,304	3,361,798
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	1,632,267	1,848,936	3,094,973
1株当たり当期純利益	—	7円11銭	7円62銭	13円21銭
総 資 産 (千円)	—	4,064,861	15,942,703	19,371,192
純 資 産 (千円)	—	2,787,714	4,383,884	4,809,630
1株当たり純資産額	—	△48円99銭	△42円96銭	△29円78銭

- (注) 1. 第26期は連結計算書類を作成していないため、第26期の状況については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
3. 当社は、平成26年2月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。そのため、第27期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、当該株式分割が第27期の期首時点で行われたと仮定して算定しております。

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 26 期 (平成24年8月1日から 平成25年7月31日まで)	第 27 期 (平成25年8月1日から 平成26年7月31日まで)	第 28 期 (平成26年8月1日から 平成27年7月31日まで)	第29期(当事業年度) (平成27年8月1日から 平成28年7月31日まで)
売 上 高 (千円)	3,153,534	10,258,113	11,424,089	27,470,080
経 常 損 益 (千円)	△532,328	1,775,481	1,856,067	3,381,729
当 期 純 利 益 (千円)	3,400,713	1,634,783	1,839,088	3,104,750
1株当たり当期純利益	33円81銭	7円13銭	7円58銭	13円25銭
総 資 産 (千円)	803,257	3,909,615	15,878,157	19,371,192
純 資 産 (千円)	257,951	2,790,230	4,376,552	4,809,630
1株当たり純資産額	△121円36銭	△48円98銭	△42円99銭	△29円78銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、平成26年2月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。そのため、第26期以降の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、当該株式分割が第26期の期首時点で行われたと仮定して算定しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

③ 親会社等との間の取引に関する事項

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので、妥当性はあると考えております。

ロ 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は、社外監査役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、親会社等との取引の実施の可否を決定しております。事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、経営の独立性を確保し、適切に事業活動を行っております。

ハ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

事業の種類および事業内容に関しましては、以下のとおりであります。

事業の種類	事業内容
不動産再活事業	当事業は、未利用又は低稼働により有効活用されていない不動産（商業ビル、オフィスビル、レジデンス等）を自社により取得し、エリアの特性やニーズに合わせた最適なプランを企画することにより不動産を魅力的な商品として再活する事業であります。 また、当事業を拡充し、耐震性が不足している旧耐震基準マンションの建て替えおよびマンション敷地売却の促進を目的とした事業（再開発アジャストメント）も推進してまいります。
不動産賃貸収益等事業	不動産再活事業に付随する事業（受取賃料、収入手数料等）であります。

(12) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区新宿三丁目

(13) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
19名	3名増

② 当社の使用人の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	12名	1名増	42.6歳	4.3年
女 性	7名	3名増	30.5歳	0.8年
計または平均	19名	4名増	38.2歳	3.4年

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
大 阪 厚 生 信 用 金 庫	4,300,000 千円
あ す か 信 用 組 合	2,080,000
大 阪 商 工 信 用 金 庫	1,510,443
大 阪 協 栄 信 用 組 合	793,603
株 式 会 社 S B J 銀 行	500,000
近 畿 産 業 信 用 組 合	135,000
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	15,800

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 857,484,027株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 237,063,105株 (自己株式7,011,282株を含む)
- A種優先株式 2,674株
- C種優先株式 810,114株
- D種優先株式 1,957,186株
- E種優先株式 138,822株
- (3) 株主数 32,493名
- (内訳) 普通株式 32,489名
- A種優先株式 1名
- C種優先株式 1名
- D種優先株式 1名
- E種優先株式 1名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)	
秋 元 竜 弥	普通株式	87,474,270	
	A種優先株式	2,674	
	C種優先株式	810,114	
	D種優先株式	1,957,186	
	E種優先株式	138,822	
	合計	90,383,066	
		38.80	
株 式 会 社 S B I 証 券	普通株式	4,685,000	2.01
セ ン ト ラ ル 短 資 株 式 会 社	普通株式	3,000,000	1.29
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	普通株式	2,708,600	1.16
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	普通株式	2,688,800	1.15
山 崎 一 弘	普通株式	2,648,100	1.14
牧 間 次 夫	普通株式	1,420,000	0.61
媚 山 勝 英	普通株式	1,300,000	0.56
中 川 正 樹	普通株式	1,020,800	0.44
岡 本 克 明	普通株式	879,800	0.38

(注) 持株比率は自己株式 (7,011,282株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

・第6回新株予約権

発行決議の日	平成20年12月9日
区分別保有状況	
取締役（社外取締役を除く。）	保有者数 1名 保有数 500個
監査役	保有者数 一名 保有数 一個
合計	保有者数 1名 保有数 500個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	71円
権利行使期間	平成22年10月25日から 平成30年10月24日まで
新株予約権の行使条件	i) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。 ii) 新株予約権の相続は認めない。 iii) この他、新株予約権の行使の条件は株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年7月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	椎 塚 裕 一 (注)1	
専務取締役	森 宗次郎	大阪支店長
取締役相談役	久 保 玲 士 (注)1	
取 締 役	吉 田 修 平 (注)1, 2, 6	吉田修平法律事務所 代表弁護士
取 締 役	宮 本 宏 三 (注)1, 2, 6	株式会社リブアクション 代表取締役
監査役（常勤）	平 田 英 之 (注)3, 4, 6	平田公認会計士事務所 代表
監 査 役	伊 禮 勇 吉 (注)3, 6	伊禮総合法律事務所 所長 弁護士
監 査 役	中 野 洋 (注)3, 5, 6	中野洋税理士事務所 代表

- (注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- ①代表取締役社長椎塚裕一氏は平成27年10月29日付で代表取締役副社長に選定され、平成28年3月25日付で代表取締役社長に選定されました。
 - ②取締役相談役久保玲士氏は平成28年3月25日付で常務取締役から取締役相談役に異動しました。
 - ③取締役吉田修平氏および宮本宏三氏は平成27年10月29日開催の第28回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしました。
 - ④平成28年3月25日付で代表取締役社長保坂光二氏は辞任により退任いたしました。
2. 取締役吉田修平氏および宮本宏三氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役平田英之氏、伊禮勇吉氏および中野洋氏は社外監査役であります。
 4. 監査役平田英之氏は、公認会計士として企業財務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役中野洋氏は、税理士として企業財務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当社は、取締役吉田修平氏、宮本宏三氏、監査役平田英之氏、伊禮勇吉氏、中野洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	6名	67,150千円
（うち社外取締役）	（ 3名）	（4,200千円）
監査役	3名	7,200千円
（うち社外監査役）	（ 3名）	（7,200千円）
合 計	9名	74,350千円

- (注) 1. 社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額については、該当事項はありません。
2. 役員賞与については、該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針

各取締役の報酬については、会社の業績、役位、在籍期間における実績、社内バランス等を総合的に勘案し、株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、取締役会で決定することにしております。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役がこれを決定することにしております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

取締役吉田修平氏は吉田修平法律事務所の代表弁護士であります。当社と同事務所との間には、資本関係および取引関係はありません。

取締役宮本宏三氏は株式会社リブアクションの代表取締役であります。当社と同社との間には、資本関係および取引関係はありません。

監査役平田英之氏は平田公認会計士事務所の代表であります。当社と同事務所との間には、資本関係および取引関係はありません。

当社は、監査役伊禮勇吉氏の重要な兼職先である伊禮総合法律事務所との間で法務業務等に関する取引があります。

監査役中野洋氏は中野洋税理士事務所の代表であります。当社と同事務所との間には、資本関係および取引関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
吉田修平	社外取締役	平成27年10月29日に就任後開催された取締役会には18回中16回出席し、主に弁護士として専門的見地から適切な発言を行っております。
宮本宏三	社外取締役	平成27年10月29日に就任後開催された取締役会には18回中18回出席し、主に不動産業界で取組んできた豊富な経験から適切な発言を行っております。
平田英之	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には22回中22回出席し、また監査役会には14回中14回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
伊禮勇吉	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には22回中22回出席し、また監査役会には14回中14回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
中野洋	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には22回中22回出席し、また監査役会には14回中14回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。

- (注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。
2. 上記の他31回の書面決議を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役吉田修平氏および宮本宏三氏、社外監査役平田英之氏、伊禮勇吉氏および中野洋氏の5名と会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明誠有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額 13,380千円

当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金 13,380千円

銭その他の財産上の利益の合計額

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

監査役会は、明誠有限責任監査法人の当社に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積額の算出根拠等を考慮した結果、相当と判断して同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会での決議により株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を現行定款第33条に設けておりますが、会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

(7) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成28年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,884,208	流動負債	5,142,294
現金及び預金	4,066,066	短期借入金	3,530,800
販売用不動産	11,920,416	一年内返済予定の長期借入金	94,013
未収入金	1,200,440	未払金	619,969
預け金	22,000	未払費用	28,369
前渡金	626,549	未払法人税等	448,847
その他	48,735	賞与引当金	3,822
固定資産	1,486,983	その他	416,473
有形固定資産	11,930	固定負債	9,419,267
建物及び構築物	8,630	新株予約権付社債	3,700,000
工具、器具及び備品	3,299	長期借入金	5,710,033
無形固定資産	621	退職給付に係る負債	9,234
その他	621	負債合計	14,561,562
投資その他の資産	1,474,432	純 資 産 の 部	
投資有価証券	0	株主資本	4,715,987
その他	1,474,432	資本金	550,018
		資本剰余金	1,050,018
		利益剰余金	5,792,633
		自己株式	△2,676,681
		新株予約権	93,642
		純資産合計	4,809,630
資産合計	19,371,192	負債及び純資産合計	19,371,192

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年8月1日から
平成28年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	27,474,831
売上原価	22,429,556
売上総利益	5,045,275
販売費及び一般管理費	966,085
営業利益	4,079,189
営業外収入	
受取利息	6,810
受取手数料	3,976
その他	30
営業外費用	
支払利息	251,701
支払手数料	228,552
消費税相殺差	245,461
その他	2,491
経常利益	3,361,798
特別利益	
関係会社株式売却益	27,454
特別損失	
固定資産売却除却損	3,047
関係会社株式売却損	3,094
税金等調整前当期純利益	3,383,111
法人税、住民税及び事業税	422,359
法人税等還付税額	△134,221
法人税等合計	288,137
当期純利益	3,094,973
親会社株主に帰属する当期純利益	3,094,973

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年8月1日から
平成28年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年8月1日残高	550,018	1,050,018	2,995,802	△305,597	4,290,241
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△300,587		△300,587
親会社株主に帰属する当期純利益			3,094,973		3,094,973
自己株式の取得				△2,371,084	△2,371,084
連結範囲の変動			2,444		2,444
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			2,796,830	△2,371,084	425,746
平成28年7月31日残高	550,018	1,050,018	5,792,633	△2,676,681	4,715,987

	新株予約権	純資産合計
平成27年8月1日残高	93,642	4,383,884
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△300,587
親会社株主に帰属する当期純利益		3,094,973
自己株式の取得		△2,371,084
連結範囲の変動		2,444
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)		
連結会計年度中の変動額合計		425,746
平成28年7月31日残高	93,642	4,809,630

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年9月26日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西谷 富士夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 隆伸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルデプロの平成27年8月1日から平成28年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成28年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,884,208	流動負債	5,142,294
現金及び預金	4,066,066	短期借入金	3,530,800
販売用不動産	11,920,416	1年内返済予定の長期借入金	94,013
前渡金	626,549	未払金	619,969
前払費用	8,150	未払費用	28,369
預け金	22,000	預り金	99,131
未収入金	1,200,440	賞与引当金	3,822
その他	40,584	未払法人税等	448,847
固定資産	1,486,983	未払消費税等	151,692
有形固定資産	11,930	その他の他	165,649
建物	8,630	固定負債	9,419,267
工具、器具及び備品	3,299	新株予約権付社債	3,700,000
無形固定資産	621	長期借入金	5,710,033
その他	621	退職給付引当金	9,234
投資その他の資産	1,474,432	負債合計	14,561,562
投資有価証券	0	純資産	の 部
関係会社株式	614,993	株主資本	4,715,987
出資金	43,696	資本金	550,018
長期貸付金	782,000	資本剰余金	1,050,018
その他	33,741	資本準備金	1,050,018
		利益剰余金	5,792,633
		その他利益剰余金	5,792,633
		繰越利益剰余金	5,792,633
		自己株式	△2,676,681
		新株予約権	93,642
		純資産合計	4,809,630
資産合計	19,371,192	負債及び純資産合計	19,371,192

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年8月1日から
平成28年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	27,470,080
売上原価	22,424,542
売上総利益	5,045,538
販売費及び一般管理費	956,541
営業利益	4,088,997
営業外収入	
受取利息	6,723
受取配当金	132
受取手数	3,976
貸倒引当金戻入額	10,000
営業外費用	
支払利息	251,594
支払手数料	228,552
消費税相殺差	245,461
その他	2,491
経常利益	3,381,729
特別利益	
関係会社株式売却益	13,795
特別損失	
固定資産除却損	3,047
税引前当期純利益	3,392,477
法人税、住民税及び事業税	421,949
法人税等還付税額	△134,221
法人税等合計	287,727
当期純利益	3,104,750

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年8月1日から
平成28年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成27年8月1日残高	550,018	1,050,018	1,050,018	2,988,470	2,988,470
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△300,587	△300,587
当期純利益				3,104,750	3,104,750
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計				2,804,162	2,804,162
平成28年7月31日残高	550,018	1,050,018	1,050,018	5,792,633	5,792,633

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
平成27年8月1日残高	△305,597	4,282,909	93,642	4,376,552
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△300,587		△300,587
当期純利益		3,104,750		3,104,750
自己株式の取得	△2,371,084	△2,371,084		△2,371,084
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	△2,371,084	433,078		433,078
平成28年7月31日残高	△2,676,681	4,715,987	93,642	4,809,630

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年9月26日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西谷 富士夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 隆伸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルデプロの平成27年8月1日から平成28年7月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年8月1日から平成28年7月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明誠有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明誠有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年9月27日

株式会社アルデプロ 監査役会

常勤監査役(社外監査役)

平 田 英 之

Ⓔ

監 査 役(社外監査役)

伊 禮 勇 吉

Ⓔ

監 査 役(社外監査役)

中 野 洋

Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

[期末配当に関する事項]

当社は、株主の皆さまに対する利益還元は、経営理念である「三つの豊かさの追求」の具現化の一つとして重要な経営課題であると認識しております。利益還元については、株主価値の長期的最大化に向けて、将来の事業拡大に必要な在庫投資や、経営体質強化のための内部管理体制の充実への成長投資等を勘案して決定しております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして、次のとおりとしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 2円00銭 総額460,103,646円

当社A種優先株式1株につき金1,500円00銭 総額 4,011,000円

当社C種優先株式1株につき金 18円50銭 総額 14,987,109円

当社D種優先株式1株につき金 18円50銭 総額 36,207,941円

当社E種優先株式1株につき金 1円90銭 総額 263,762円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年10月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

(1) 当社は、今後金銭貸付業務を行うことも計画し、現行定款第2条に定める事業目的の一部追加するものであります。

(2) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な所要の変更を行うものであります。

(3) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することを可能とし、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(4) その他、字句の修正および上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産の売買・賃貸・管理・仲介および鑑定ならびにコンサルティング業務 2. 不動産特定共同事業法に基づく事業 3. 都市開発・地域開発・宅地造成・環境整備等の事業に関する企画・調査・設計・監理ならびにコンサルティング業務 4. 各種債権の売買 5. 損害保険代理店業 6. 建築工事の設計・監理・請負および施工 7. 信託受益権販売業 8. 有価証券の売買、保有、運用および投資 9. 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社)および不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介および管理 <p>(新設)</p> <p>10. 上記各号に附帯する一切の事業</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役</u>、<u>監査役会及び会計監査人</u>を置く。</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産の売買・賃貸・管理・仲介および鑑定ならびにコンサルティング業務 2. 不動産特定共同事業法に基づく事業 3. 都市開発・地域開発・宅地造成・環境整備等の事業に関する企画・調査・設計・監理ならびにコンサルティング業務 4. 各種債権の売買 5. 損害保険代理店業 6. 建築工事の設計・監理・請負および施工 7. 信託受益権販売業 8. 有価証券の売買、保有、運用および投資 9. 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社)および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理 10. <u>金銭貸付業務</u> 11. 上記各号に附帯する一切の事業 <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p>

現行定款	変更案
<p>第5条～第16条（省略） （員数） 第17条 当会社に取締役10名以内を置く。</p> <p>（新設） （選任方法） 第18条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2.（省略） 3.（省略）</p> <p>（任期） 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設） 2. <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>第5条～第16条（現行どおり） （員数） 第17条 当会社に取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）10名以内を置く。 2. <u>当会社に監査等委員である取締役4名以内を置く。</u></p> <p>（選任方法） 第18条 取締役は、<u>株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2.（現行どおり） 3.（現行どおり）</p> <p>（任期） 第19条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>増員により、または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任する取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会) 第20条 (省略) 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは取締役会の承認決議があったものとみなす。 4. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条 (省略) (報酬等) 第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会) 第20条 (現行どおり) 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の承認決議があったものとみなす。 4. (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第21条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 第22条 (現行どおり) (報酬等) 第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) <u>第23条</u> (省略) 2. 当社は、社外取締役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第24条</u> (現行どおり) 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、<u>同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(員数)</p>	
<p><u>第24条</u> 当会社に監査役4名以内を置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任)</p>	
<p><u>第25条</u> 監査役は株主総会において選任する。</p>	
<p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(補欠監査役の予選に係る決議の効力)</p>	
<p><u>第26条</u> 補欠監査役の予選に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p>	
<p><u>第27条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役) <u>第28条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役若干名を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会) <u>第29条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬及び退職慰労金) <u>第30条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第31条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第32条～第38条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知)</p> <p>第25条 監査等委員会の招集通知は、会 日の3日前までに各監査等委員 に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意がある ときは、招集の手續きを経ないで 監査等委員会を開催することが できる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第26条 監査等委員会に関する事項は、 法令または本定款に定めるもの のほか、監査等委員会において 定める監査等委員会規程によ る。</p> <p>第27条～第33条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1 項の規定により、第29回定時株 主総会において決議された定款 一部変更の効力が生ずる前の任 務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。)の 損害賠償責任を、法令の限度に おいて取締役会の決議により免 除することができる。</p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。)2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社普通株式数
1	しいつか ゆういち 椎塚 裕一 (昭和43年11月21日生)	平成3年4月 水落司法書士事務所入所 平成11年8月 麴町総合事務所（現司法書士法人麴町総合事務所）入所 平成16年10月 株式会社アーバンビジョン社外監査役就任 平成20年10月 当社監査役就任 平成26年10月 当社取締役就任 平成27年10月 当社代表取締役副社長就任 平成28年3月 当社代表取締役社長就任（現任）	869,600株
<p>選任理由 平成27年10月の代表取締役副社長、平成28年3月の代表取締役社長就任以来、長く司法書士業界で活躍され不動産業界にも明るい経験を活かして当社の業績拡大を牽引してきました。経営全般に関する知見を有しており、当社におけるリーダーシップを発揮し、当社の成長に取り組んでおりますので、引き続き取締役候補者としております。</p>			
2	もり そうじろう 森 宗次郎 (昭和32年12月21日生)	昭和54年4月 教育図書センター株式会社入社 昭和58年11月 株式会社日証入社 昭和61年7月 株式会社第一コーポレーション入社 平成11年7月 やまと債権管理回収株式会社入社 平成14年5月 株式会社トータスへ転籍 平成16年4月 昭和地所株式会社へ転籍 平成20年1月 昭和地所株式会社執行役員就任 平成25年2月 有限会社デジャ・ヴ代表取締役就任 平成25年8月 株式会社クレッセ代表取締役就任 平成26年2月 当社顧問就任 平成26年10月 当社専務取締役兼大阪支店長就任（現任）	10,090株
<p>選任理由 平成26年10月の当社専務取締役兼大阪支店長に就任以来、これまでの不動産業界における経験を活かして関西地区における営業活動を強力に進めてまいりました。関西地区における不動産営業に強力に取り組んでおりますので、引き続き取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、当社種類株式を有していません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
1	ひらた ひでゆき 平田 英之 (昭和47年5月18日生)	平成8年10月 小山公認会計士事務所入所 平成9年10月 センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成12年4月 公認会計士登録 平成13年7月 平田公認会計士事務所開業(現任) 平成26年10月 当社監査役就任(現任)	一株
	<p>選任理由</p> <p>平成26年10月に当社監査役に就任して以来、公認会計士であり、財務・会計に関する専門知識、豊富な経験を有していることから、独立した客観的・中立的な社外からの視点を当社の監査に活用しております。こうしたことから、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。</p>		
2	いれい ゆうきち 伊禮 勇吉 (昭和12年8月25日生)	昭和37年4月 琉球政府文教局勤務 昭和38年4月 琉球政府巡回裁判所勤務 昭和39年10月 司法試験合格 昭和40年4月 最高裁判所司法研修所入所 昭和42年4月 東京弁護士会入会、成毛法律事務所入所 昭和44年4月 伊禮法律事務所(現伊禮総合法律事務所)設立(現任) 平成15年6月 株式会社オオバ 社外監査役就任 平成15年9月 当社監査役就任(現任)	100,000株
	<p>選任理由</p> <p>平成15年9月に当社監査役に就任して以来、弁護士としての法律の専門家として豊富な経験と見識を活かして、経営全般における監視と提言を行ってきております。こうしたことから、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。</p>		
3	なかの ひろし 中野 洋 (昭和32年6月19日生)	昭和57年4月 山本哲三税理士事務所入所 昭和60年4月 高橋弘二税理士事務所入所 昭和62年7月 税理士登録 昭和63年7月 中野洋税理士事務所開業(現任) 平成26年10月 当社監査役就任(現任)	一株
	<p>選任理由</p> <p>平成26年10月に当社監査役に就任して以来、税理士としての税務・会計に関する専門知識、豊富な経験を活かして、独立した客観的・中立的な社外からの視点を当社の監査に活用しております。こうしたことから、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、当社種類株式を有しておりません。
3. 平田英之氏、伊禮勇吉氏および中野洋氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 平田英之氏、伊禮勇吉氏および中野洋氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

5. 当社は、平田英之氏、伊禮勇吉氏および中野洋氏との間で責任限定契約を締結しております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は各氏との間で当該契約と同内容の契約を新たに締結する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、監査等委員である取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成15年10月24日開催の定時株主総会において年額1億4,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬限度額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億4,000万円以内と定めることとし、当該各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役は0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬限度額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3,000万円以内と定めることとし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 会計監査人選任の件

会計監査人明誠有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、霞友有限責任監査法人を会計監査人を選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が霞友有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性および適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	霞友有限責任監査法人
主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿七丁目11番18号 711ビル
沿革	昭和59年5月 霞友監査法人認可 仙台事務所、東京事務所設置。 平成2年10月 本部事務所を東京事務所に移転。 平成9年1月 甲府事務所設置（平成11年11月廃止）。 平成22年1月 霞友監査法人を霞友有限責任監査法人とする。
概要	資本金 10百万円 構成人員 社員 7名 公認会計士 6名 その他 1名 関与会社数 17社

(平成28年8月31日現在)

第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役久保玲士氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一願いたいと存じます。

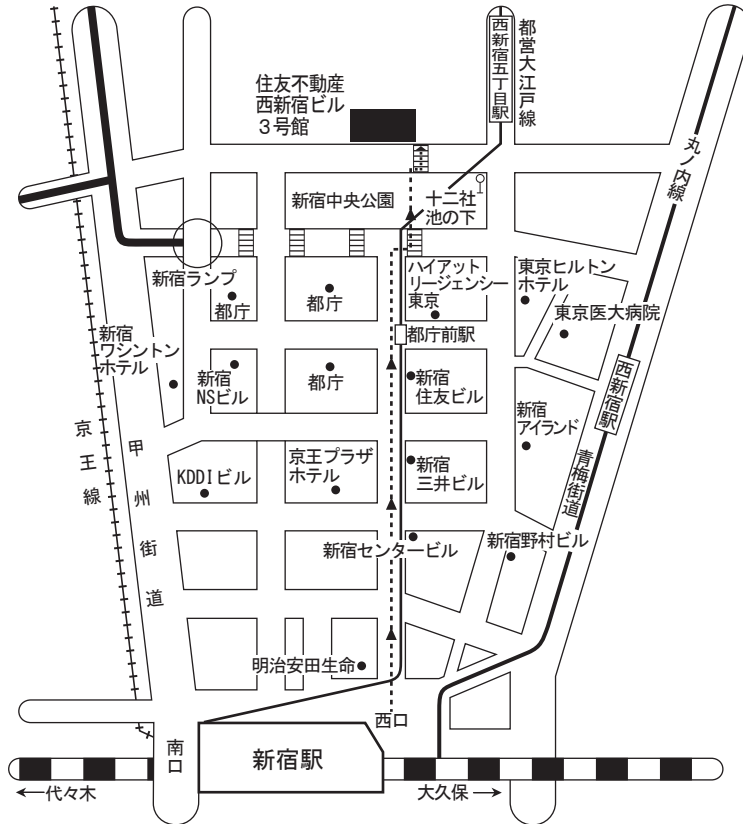
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
くぼ れいし 久保 玲士 (昭和33年1月26日生)	平成14年2月 当社取締役管理本部長就任
	平成14年11月 当社常務取締役就任
	平成16年8月 当社常務取締役経営企画室長就任
	平成18年2月 当社常務取締役経営管理本部長就任
	平成19年10月 当社代表取締役社長就任
	平成20年10月 当社取締役副社長就任
	平成21年5月 当社取締役副社長兼経営管理本部長就任
	平成21年10月 当社取締役経営管理本部長就任
	平成22年2月 当社取締役経営管理部長就任
	平成24年7月 当社代表取締役社長兼経営管理部担当就任
	平成26年10月 当社常務取締役就任
	平成28年3月 当社取締役相談役就任（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1F
ベルサール西新宿ホール
電話：03-3320-2611



交通のご案内

都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅「A5出口」 徒歩3分
または「西新宿五丁目」駅「A2出口」 徒歩6分
JR線・各私鉄・東京メトロ「新宿」駅「西口」 徒歩15分
都営地下鉄新宿線・京王線「新宿」駅「7番出口」 徒歩10分
「新宿」駅「西口」より新宿16・17バス「十二社池の下」バス停 徒歩3分